

令和8年度奄美群島国立公園管理事務所及び徳之島管理官事務所における
自動車賃貸借業務 仕様書

1. 業務の目的

本件は、環境省奄美群島国立公園管理事務所及び徳之島管理官事務所において、官用車として使用する自動車の賃貸借に係る条件及び仕様等について定めるものである。

2. 自動車の仕様等

最新閣議決定の「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）第6条第1項の規定に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「1

3. 自動車等」の基準を満たすほか、次の要件を満たすものとする。

(1) 環境省奄美群島国立公園管理事務所：ハイブリッド自動車 1台

徳之島管理官事務所事務所：ハイブリッド自動車 1台

- ① 排気量が2000cc相当以上であること。
- ② 全長4.8m未満であること。
- ③ 5人乗りで4ドア以上あること。
- ④ 駆動方式が四輪駆動であること。
- ⑤ トランスミッションは、変速式オートマチックであること。
- ⑥ パワーウィンドウ、パワードアロックを標準装備していること。
- ⑦ 運転席及び助手席にエアバッグを標準装備していること。
- ⑧ ブレーキシステムにABSを装備していること。
- ⑨ エアコンを標準装備していること。
- ⑩ 使用燃料は、無鉛レギュラーガソリンであること。
- ⑪ ステアリングは、右ハンドル（パワーアシスト付）であること。
- ⑫ ドライブレコーダーを車両前後に装備していること。
- ⑬ その他付属品として、フロアマット、カーナビゲーションシステムを装備していること。
- ⑭ カーナビゲーションシステムにテレビチューナー機能(ワンセグ／フルセグ等)が搭載されている場合、構造または設定により地上デジタル放送の受信・視聴が物理的に不可能な状態とすること。

(2) 環境省奄美群島国立公園管理事務所：ハイブリッド自動車 1台

奄美群島国立公園管理事務所（住用事務室）：ハイブリッド自動車 1台
道幅が狭く悪路の林道調査等での使用を想定する。

- ① 排気量が700cc以内であること。
- ② 全長4m未満であること。

- ③ 全幅1.5m未満であること。
- ④ 4人乗りで4ドア以上あること。
- ⑤ 駆動方式が四輪駆動であること。
- ⑥ トランスミッションは、変速式オートマチックであること。
- ⑦ パワーウィンドウ、パワードアロックを標準装備していること。
- ⑧ 運転席及び助手席にエアバッグを標準装備していること。
- ⑨ ブレーキシステムにABSを装備していること。
- ⑩ エアコンを標準装備していること。
- ⑪ ステアリングは、右ハンドル（パワーアシスト付）であること。
- ⑫ ドライブレコーダーを車両前後に装備していること。
- ⑬ タイヤは、オフロードタイヤを標準装備していること。
- ⑭ その他付属品として、フロアマット（泥よけ）、カーナビゲーションシステムを装備していること。
- ⑮ カーナビゲーションシステムにテレビチューナー機能（ワンセグ／フルセグ等）が搭載されている場合、構造または設定により地上デジタル放送の受信・視聴が物理的に不可能な状態とすること。

（3）賃貸借に含まれるもの

車両の登録に要する費用、各種自動車税、メンテナンス（法定点検、継続車検整備、エンジンオイル及びオイルフィルターの交換、タイヤ交換）、パンク修理（縁石等の接触によるものを除く）。

必要に応じてバッテリー交換、ブレーキパッド交換、ワイパーブレード等各種消耗品の交換及び補充、故障修理（甲の責務によるものを除く）。

（4）自動車保険

対象車両については、任意保険への加入を行うこと。

- ①自動車賠償責任保険に加入すること。
- ②以下の任意保険に加入すること。
 - ・運転者年齢条件：無制限
 - ・対人補償：無制限
 - ・対物補償：無制限（免責0円）
 - ・車両保険：時価額（免責0円）
 - ・搭乗者傷害保険（死亡、入・通院、後遺障害含む）：3,000万円以上

③免責補償料は借料に含む。

④ノンオペレーションチャージ（NOC）

事故・盗難・故障・汚損等により、自動車の修理・清掃等が必要となった場合、借主はその期間中の営業補償の一部として下記金額を支払う。

- ・自動車を自走し、貸主の指定場所に返却した場合：20,000円（非課税）
- ・自動車を自走できずに貸主の指定場所に返却しない場合
：50,000円（非課税）

3. 賃貸借期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 使用場所

(1) 環境省奄美群島国立公園管理事務所

〒894-3104 鹿児島県大島郡大和村思勝字腰ノ畑 5 5 1

TEL : 0997-55-8620

(2) 環境省奄美群島国立公園管理事務所（住用事務室）

〒894-1201 鹿児島県奄美市住用町石原 467-1

TEL : 0997-69-2280

(3) 環境省徳之島管理官事務所事務所

〒891-7612 鹿児島県大島郡天城町平土野 2 6 9 1 - 1

TEL : 0997-85-2919

5. 車両の納品方法

賃貸借期間の開始までに、上記4. に示す使用場所において、環境省奄美群島国立公園管理事務所担当官（以下「環境省担当官」という。）と調整の上、完了させるものとする。

納車前に車内の清掃及び消臭作業を行うこと。なお、新車の場合、この限りではない。

6. 車両の返還方法

賃貸借期間の終了までに、上記4. に示す使用場所において、環境省担当官と調整の上決めた時間に返還するものとする。

7. 事故等による代車対応

事故等により修理が必要となった場合、修理期間中は貸主の負担で代車（契約車と同等以上（軽車両を除く））を用意するものとする。ただし、環境省担当官との協議により、不要とする場合がある。

8. その他

本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部について必要と認めたときは、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。